

**2019 年 1 月****一般財団法人 上越環境科学センター**

年末に発表された一年を表す漢字（公益財団法人 日本漢字能力検定協会による）が「災」であったことにも象徴されるように、西日本豪雨、全国的な猛暑、大型台風の直撃、地滑りやブラックアウトも引き起こした北海道胆振東部地震、ブロック塀倒壊による悲しい事故も発生した大阪地震など、2018年は災害の多い一年となりました。新年が災いの無い一年となることを祈るとともに、万が一の被災に対する備えや、人災に繋がるミスの防止への意識を高めて参りたいと思います。

さて今回の JEC ニュースでは、「土壤汚染に係る法改正等の動向」、「公開講座の模様」、「農薬取締法の改正について」、「POPs 関連情報」、「オゾン層保護法の改正」について取り上げます。

1. 土壤汚染に係る法改正等の動向

2018 年 9 月 18 日に「土壤の汚染に係る環境基準についての一部を改正する告示」が公布、2018 年 9 月 25 日には「土壤汚染対策法の一部を改正する法律の施行期日を定める政令」及び「土壤汚染対策法施行令の一部を改正する政令」が閣議決定されました。概要は以下の通りです。

(1) 改正土壤汚染対策法の全面施行 JEC ニュース No.42, No.44 続報

JEC ニュース No. 42 抜粋

JEC ニュース No.42、No.44 で既報の通り、2017 年 5 月 19 日に公布された「土壤汚染対策法の一部を改正する法律」（以下「改正土壤汚染対策法」という。）は二段階で施行されることが規定されており、第一段階の事項については 2018 年 4 月 1 日に施行されました。今般の政令においては、第二段階の施行日が 2019 年 4 月 1 日と定められました。

- 1 **土壤汚染状況調査の実施対象となる土地の拡大**
調査が猶予されている土地の形質変更を行う場合（軽易な行為を除く。）には、あらかじめ届出をさせ、都道府県知事は調査を行わせるものとする。
 - 2 **汚染の除去等の措置内容に関する計画提出命令の創設等**
都道府県知事は、要措置区域内における措置内容に関する計画の提出の命令、計画が技術的基準に適合しない場合の変更命令等を行うこととする。
 - 3 **リスクに応じた規制の合理化**
① 健康被害のおそれがない土地の形質変更は、その施工方法等の方針について予め都道府県知事の確認を受けた場合、工事毎の事前届出に代えて年一回程度の事後届出とする。
② 基準不適合が自然由来等による土壤は、都道府県知事へ届け出ることにより、同一の地層の自然由来等による基準不適合の土壤がある他の区域への移動も可能とする。
 - 4 **その他**
土地の形質変更の届出・調査手続の迅速化、施設設置者による土壤汚染状況調査への協力に係る規定の整備等を行う。
- 施行期日** : 上記 1～3 は公布の日から 2 年以内の政令で定める日
上記 4 は公布の日から 1 年以内の政令で定める日

改正土壤汚染対策法の概要

第二段階（2019 年 4 月 1 日施

1. 土壤汚染状況調査の実施対象となる土地の拡大

- ① 調査義務の一時的免除の確認を受けた土地において、**利用の方法の変更だけでなく一定規模（900m²）以上の土地の形質変更時**もあらかじめ届出が必要
- ② **現に有害物質使用特定施設が設置されている工場若しくは事業場**にあつては、土地の形質の変更の部分の面積が**一定規模（900m²）以上の土地の形質変更**を行う場合には 30 日前までに届出が必要

2. 都道府県知事による汚染の除去等の措置命令制度の改善（計画提出命令の創設等）

・要措置区域

- ① 汚染の除去等の措置に関する実施措置を記載した**計画（変更した場合も）**の都道府県知事への**提出**が必要。
- ② 実施措置を講じたときには、**都道府県知事への完了報告**が必要。

3. リスクに応じた規制の合理化（特例等）

・形質変更時要届出区域内における土地の形質の変更の届出制度の整備

- ① 一定の要件に該当する土地（**臨海部の工業専用地域**）の形質変更については、**事後届出**とする。

・汚染土壤の処理に係る特例等

- ② **自然由来等による基準不適合土壤**を搬出する場合は、処理施設での処理に限定せず、都道府県知事へ届出を行い、汚染の拡散がないことの確認を受けた上で、**同一の地層の自然由来等による基準不適合の土壤がある他の指定地域への移動も可能**とする。

1. 一定規模以上の土地の形質変更を行おうとする者は、その届出より前に当該土地の土壤汚染状況調査を行い、都道府県知事への届出に併せてこの結果を提出することができることとする。
2. 区域指定が解除された要措置区域等の台帳を調整及び保管しなければならないこととする。
3. 汚染土壤処理業の許可基準及び承継規定を整備。
4. 指定調査機関に係る変更事項について事後届出に変更。
5. 都道府県知事による情報収集事項として、当該都道府県の区域内の土地についての、土壤の特定有害物質による汚染による人の健康に係る被害が生ずるおそれに関する情報を追加する。
6. 有害物質使用特定施設を設置していた者は、当該土地における土壤汚染状況調査を行う指定調査機関に対し、その求めに応じて、当該有害物質使用特定施設において製造し、使用し、又は処理していた特定有害物質の種類等の情報を提供するようつとめるものとする。
7. 罰則の規定その他所用の規定の整備を行うこと。

（2）1,2-ジクロロエチレンについて（2019年4月1日施行） JEC ニュース No.45 続報

1,2-ジクロロエチレンに関して土壤環境基準及び土壤汚染対策法に基づく特定有害物質の見直しが進められておりましたが、今般の告示及び政令により、下記の事項が決定しました。

【土壤環境基準】

これまでのシス-1,2-ジクロロエチレンに代え、1,2-ジクロロエチレンとして基準を設ける。

項目	環境上の条件	測定方法
1,2-ジクロロエチレン	検液 1 L につき 0.04mg 以下であること	シス体にあつては JIS K 0125 の 5.1、5.2 又は 5.3.2 に定める方法、トランス体にあつては JIS K 0125 の 5.1、5.2 又は 5.3.1 に定める方法

※1,2-ジクロロエチレンの濃度は、それぞれ測定されたシス体とトランス体の濃度の和とする。

【土壤汚染対策法】

第一種特定有害物質に「トランス-1,2-ジクロロエチレン」を追加して、現行の「シス-1,2-ジクロロエチレン」とあわせた「1,2-ジクロロエチレン」として指定する。

（3）土壤環境基準に係る検液の作成方法の見直し（2019年4月1日施行）

「土壤の汚染に係る環境基準について」（環境庁告示 46 号）における溶出試験方法について、分析コスト・時間の増大につながらないように配慮しつつ、試験機関や分析者ごとの分析結果の差を抑制する方向で、土壤の汚染状態をより適切に分析できるよう、手順を明確化したものです。

（4）国等が行う汚染土壤の処理の特例の規定の適用に関する読替え（2019年4月1日施行）

改正土壤汚染対策法による改正後の土壤汚染対策法においては、国又は地方公共団体（国等）が行う汚染土壤の処理の事業について、当該国等の機関が都道府県知事と協議し、その協議が成立することをもって、汚染土壤の処理の業の許可があつたものとみなすこととし、国等が行う汚染土壤の処理の特例の規定の適用に関し必要な事項を政令で定めることとしています。このため、必要な事項を定めるため、土壤汚染対策法施行令について所要の改正を行っています。

2. 公開講座の模様

近隣のお客様を中心に毎年ご案内しております公開講座を、今年度も 11 月 28 日に開催し、大勢の皆様からご聴講いただきました。

◆土壤汚染対策法の一部改正の概要

土壤汚染対策法について、その目的、2017 年の法改正前の調査義務等の概要と課題、それらの課題を改善するための具体的な改正内容について説明。

◆化学物質リスクアセスメント CREATE-SIMPLE 手法について

現在 673 の化学物質について、製造・取り扱いを行うすべての事業場はリスクアセスメントを実施することとなっている。この支援ツールの一つに『CREATE-SIMPLE』というインターネット上で利用可能なリスク見積もりの手法がある。具体的手順を説明するとともに、リスクアセスメントの本来の目的と効果、進め方について改めて解説。



3. 農薬取締法の改正について

2018年6月15日に「農薬取締法の一部を改正する法律」（以下「改正農薬取締法」という。）が公布され、これを踏まえて、2018年11月27日には「農薬取締法の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令」及び「農薬取締法の一部を改正する法律の施行期限を定める政令」が閣議決定されました。これらは一部を除き、2018年12月1日に施行されています。改正農薬取締法及び関係の政令の概要は以下の通りです。

法改正の背景

●農薬の安全性の向上

科学の発展により蓄積される、農薬の安全性に関する新たな知識や評価法の発達を効率的かつ的確に反映できる農薬登録制度への改善が必要。

●より効率的な農業への貢献

良質かつ低廉な農薬の供給等により、より効率的で低コストな農業に貢献するため、農薬に係る規制の合理化が必要。

※ なお、農業競争力強化支援法においても、農薬に係る規制を、安全性の向上、国際的な標準との調和、最新の科学的根拠に基づく規制の合理化、の観点から見直すこととされている。

目指す姿

国民にとって、農薬の安全性の一層の向上
農家にとって、①農作業の安全性向上 ②生産コストの引下げ ③農産物の輸出促進
農薬メーカーにとって、日本初の農薬の海外展開促進

改正農薬取締法の概要

1. 再評価制度の導入

- ① 同一の有効成分を含む農薬について、一括して定期的に、最新の科学的根拠に照らして安全性等の再評価を行う。
- ② 農薬製造者から毎年報告を求めること等で、必要な場合には、随時登録の見直しを行い、農薬の安全性の一層の向上を図る。
- ③ 現行の再登録は廃止する。

2. 農薬の登録審査の見直し

(1) 農薬の安全性に関する審査の充実

ア 農薬使用者に対する影響評価の充実

イ 動植物に対する影響評価の充実

ウ 農薬原体（農薬の主たる原料）が含有する成分（有効成分及び不純物）の評価の導入を行う

農薬の動植物に対する影響評価の対象が、**現行の水産動植物から、陸域を含む生活環境動植物に拡大**

(2) ジェネリック農薬の申請の簡素化

ジェネリック農薬の登録申請において、先発農薬と農薬原体の成分・安全性が同等であれば提出すべき試験データの一部を免除できることとする。

政令の概要

1. 改正農薬取締法施行に伴う農薬取締法施行令、その他関係政令の一部改正

- ① 再評価を受けようとする者が納付すべき手数料の額を定める。
- ② 水質汚濁性農薬について、一部の薬剤（テロドリン、エンドリン、ベンゾエピン、PCP、ロテノン）を除外する。

農薬名	農薬登録状況等	販売禁止農薬の指定	水質汚濁性農薬指定
テロドリン（殺虫剤）	失効（1975年）		1971年指定→2018年指定解除
エンドリン（殺虫剤）	失効（1975年）	販売禁止（2002年）	
ベンゾエピン（殺虫剤）	失効（2010年）	販売禁止（2012年）	
PCP（除草剤）	失効（1990年）	販売禁止（2003年）	
ロテノン（殺虫剤）	失効（2006年）		
シマジン（除草剤）	登録あり		1994年指定（継続）

- ③ 水質汚濁性農薬の使用の規制をすることができる地域、都道府県が処理する事務（立入検査等）のただし書き（農林水産大臣又は環境大臣が自ら行う）について、法改正の“**生活環境動植物への拡大**”を反映する。
- ④ 下記施行令等について、改正農薬取締法による条項の移動等に伴う所要の改正等を行う。
農薬取締法施行令、輸出貿易管理令、特定物質の規制等によるオゾン層の保護に関する法律施行令、特許法施行令

2. 改正農薬取締法の施行期日を定める政令

- ① 改正農薬取締法の施行期日を **2018年12月1日** とする。
- ② 農薬の登録事項の追加として、**生活環境動植物への影響を追加**する改正等（上梓内 2. 農薬の登録審査の見直し（1）項のア及びイ）については、施行期日を **2020年4月1日** とする。

※前項1の①②④については2018年12月1日、同③に関しては2020年4月1日を施行日とする。

4. POPs 関連情報

※POPs(Persistent Organic Pollutants)：残留性有機汚染物質

2018 年 9 月 17 日から 21 日にかけて、残留性有機汚染物質検討委員会 (POPRC) の第 14 回会合がローマで開催されました。今後は POPRC13 (2017 年 9 月ローマ) 及び POPRC14 の結果を踏まえた第 9 回締約国会議 (COP9) は 2019 年 4 月末から 5 月初めにかけてジュネーブで開催される予定です。

<POPRC14 の結果概要>

- ① **ペルフルオロオクタン酸 (PFOA) とその塩及び PFOA 関連物質を、廃絶対象物質 (付属書 A) へ追加**することを COP に勧告すること。
※ 医療品製造目的の PFOB 製造のための PFOI の使用、既に搭載されている泡消火薬剤の使用等は適用除外。
- ② **ペルフルオロヘキサンスルホン酸 (PFHxS) とその塩及び PFHxS 関連物質**について、次回 POPRC においてリスク管理に関する評価を検討する段階に進めること。
- ③ 製造・使用等の制限対象物質 (付属書 B) に指定されている**ペルフルオロオクタンスルホン酸 (PFOS) とその塩及びペルフルオロオクタンスルホニルフルオリド (PFOSF)**について、認めることのできる目的及び個別の適用除外の見直しが行われ、COP に勧告すること。

<POPRC13 の結果概要>

- ① **ジコホルを、廃絶対象物質 (付属書 A) へ追加**することを COP に勧告すること。
※ 日本では既に、化審法の第一種特定化学物質、農薬取締法の販売禁止農薬に指定。
- ② **ペルフルオロオクタン酸 (PFOA) とその塩及び PFOA 関連物質**について、リスク管理に関する評価及び POPs 条約上の位置づけ (付属書 A, B, C) について検討し、適用除外、条約上の位置づけ、PFOA 関連物質の対象範囲について、POPRC14 まで議論を重ねることとなった。
- ③ **ペルフルオロヘキサンスルホン酸 (PFHxS) とその塩及び PFHxS 関連物質**について、リスクプロファイル案を作成する段階に進めること。
- ④ **ペルフルオロオクタンスルホン酸 (PFOS) とその塩及びペルフルオロオクタンスルホニルフルオリド (PFOSF)**について認められているいくつかの適用除外について、適用除外の継続必要性を調査するための具体的作業とスケジュールを決定した。

5. オゾン層保護法の改正

2018 年 7 月 4 日に「特定物質の規制等によるオゾン層の保護に関する法律 (以下「オゾン層保護法」という。) の一部を改正する法律」が公布、2018 年 8 月 7 日に「特定物質の規制等によるオゾン層の保護に関する法律施行令等の一部を改正する政令」が閣議決定されました。施行日は 2019 年 1 月 1 日 (ただし準備行為に関する規定は公布日) です。

オゾン層を破壊する物質に関するモントリオール議定書 (1987 年採択) に基づき、日本ではオゾン層保護法を設け、遵守すべき特定フロンの生産量・消費量の限度を定め、その製造及び輸入には許可・承認を求めるなどの措置を実施するとともに、代替フロンへの転換が図られてきました。その後、地球温暖化への影響が大きい代替フロンも議定書の規制対象とする改正案が採択され (2016 年 10 月締約国会合/ルワンダ・キガリにて)、今般のオゾン層保護法及び関係法令の改正に至りました。

改正オゾン層保護法の運用の考え方

- ・国全体の**代替フロン (規制対象は 18 種)**の生産量・消費量それぞれの限度を、**2019 年以降、段階的に切り下げる**。
- ・各事業者に対する製造・輸入量の配分は、実績を踏まえた形を基本としつつ、**画期的に温室効果の低い冷媒の製造等**に対し、**インセンティブ**を付与する。
- ・**グリーン冷媒及びそれを活用した機器の開発・導入を計画的に推進**する。

GWP 地球温暖化係数

CO₂を 1 とした場合の温暖化影響の強さを表す値。

例)・代替フロン 18 種のうち

最大 HFC-23...14,800

最小 HFC-152... 53

・グリーン冷媒の例

イソブタン ...4 アンモニア...1

HFO-1234yf...1 空気 ...0

一般財団法人 上越環境科学センター

〒942-0063 新潟県上越市下門前 1666 番地

TEL : 025-543-7664

FAX : 025-543-7882

E-mail : info@jo-kan.or.jp

URL : <http://www.jo-kan.or.jp>

担当 : 業務課 佐賀・森

【編集一口メモ】

あまりに「平成最後」というフレーズが使われていて、特別感もやや薄れがちですね。そう言いながら、次号では「平成最後の JEC ニュース」と書くような気がしています。あるいは「新元号初の…」か。

JEC ニュースをご観くださりありがとうございます。

ご意見・ご感想などをお寄せいただければ幸いに存じます。

(編集担当: 佐賀)